

逐条意見：(5) 実用発電用原子炉及びその付属施設に関する技術基準を定める規則

番号	テーマ/対象条項	意見及び理由
1	<p>第21条（耐圧試験等）</p> <p>気圧により試験を行う場合であつて、当該圧力に耐えることが確認された場合は、当該圧力を最高使用圧力（原子炉格納容器にあつては、最高使用圧力の0.9倍）までにげんじて著しい漏洩がないことを確認することができる。</p> <p>二 内部が大気圧未満になることにより、…大気圧試験の圧力は機器の内面から加えることができる。</p>	<p>【筒井哲郎意見】</p> <p>1) 格納容器の試験圧力を0.9倍に減じることを止めるべきである。</p> <p>2) 外圧がかかる機器の耐圧試験を内圧で代用することは不可である。</p> <p>（理由）</p> <p>1) 福島事故の際に、現実には格納容器の最高使用圧力の2倍にまで内圧が上がったこと、2号機では圧力容器が破損して放射性物質の放出が急激に高まったことが報じられている。こういう実情に耐えなければならないのであるから、格納容器の耐圧力に対する基準は旧来のものよりはるかに高めるべきである。</p> <p>2) 外圧による応力の方向と内圧による応力の方向は逆であり、形状が複雑な部分の2次的な応力の発生状況はさらに違う。したがって、実物試験は、実態に合わせて行うべきである。</p>
2	<p>第35条（計測装置）</p> <p>第5項 原子炉圧力容器内及び蒸気発生器内の水位</p>	<p>【筒井哲郎意見】</p> <p>計測制御系が「重要度分類」においては、クラス3（PS-3）に位置づけられているが、これらはクラス1に変更すべきである。とりわけ、水位計は重要である。</p> <p>（理由）</p> <p>福島第一事故において、水位計の読みが失われたために炉全体の事象進展状況が判別不能に陥った。今日、プラントの制御はDCSで行うのが一般的であり、計測・制御系が失われることは致命傷となる。現行の「重要度分類」はあまりに古く、至急に大改訂が必要である。</p>